

全国知事会 総合戦略・政権評価特別委員会 神奈川県説明資料



平成27年7月30日
基地対策に関する要望(防衛省)

平成28年6月3日 沖縄県における米軍属による
事件に関する緊急要請(外務省)



平成28年7月14日
神奈川県

全国の米軍基地の現況 及び渉外知事会の活動について

- 1 渉外知事会とは
 - 2 米軍基地の現況
 - 3 渉外知事会の基本的スタンス
 - 4 日米地位協定改定に関する取組
 - 5 沖縄県の負担軽減に係る取組
- 【参考】渉外知事会の成果

1 渉外知事会とは

昭和36年11月	基地問題解決のため、米軍基地を抱える12都道県が協議会を設立することを決定
昭和37年1月	渉外知事会設立
昭和37～41年	住民の不利益の軽減や生活環境の改善等の制度的・財政的補償を要望し、「防衛施設周辺の整備等に関する法律」が制定される
昭和47年	日本に復帰した沖縄県及び広島県が加入し、14都道県となる
昭和51～54年	返還公有財産の有償三分割方針について国と協議を重ね、教育・社会福祉施設、公園、緑地用地の処分条件について合意
平成7年	沖縄県で少女暴行事件が発生し、新たに日米地位協定の見直しを重点要望（以後、日米地位協定見直しが主要要望となる）
平成27年9月	重点要望項目としてきた環境条項の制定について、日米両国政府間で環境補足協定が締結される
	現在に至る

2 米軍基地の現況

《米軍基地の種類と統計》

「米軍基地全体」に関する統計 ①+②

- ① 自衛隊等が管理し、米軍が一定の期間使用する基地

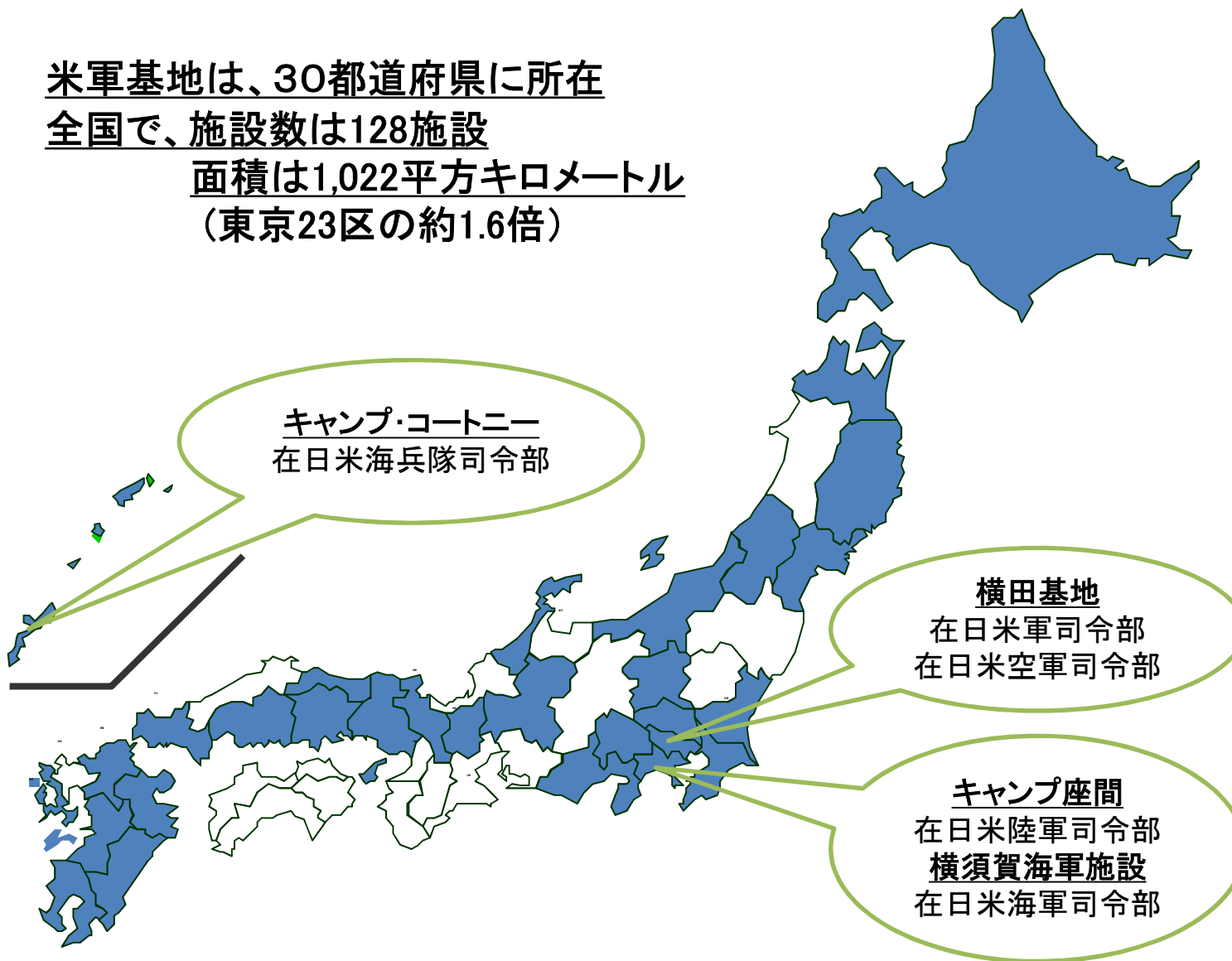
「米軍専用施設」に関する統計

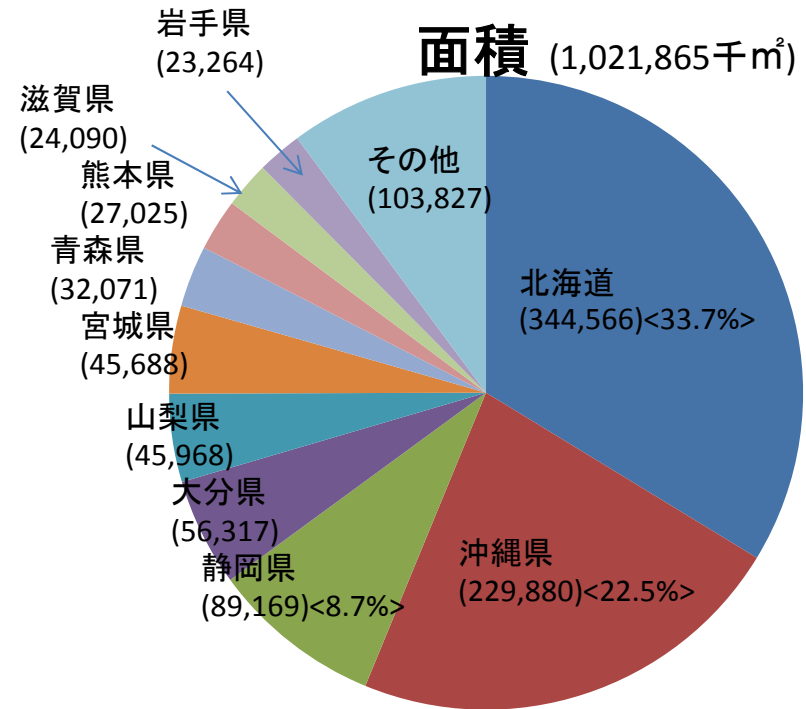
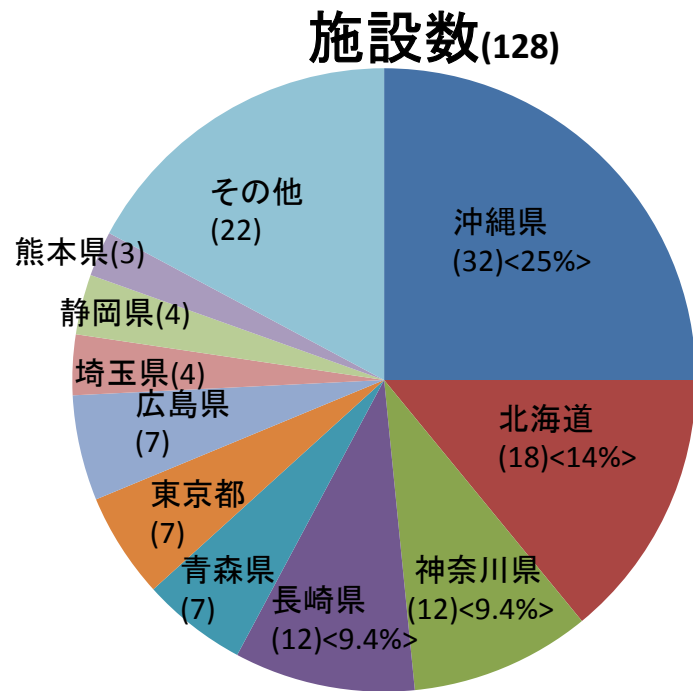
- ② 米軍が管理し自衛隊等が一定の期間使用する基地、及び米軍が管理し使用する基地
=いわゆる「米軍専用施設」

米軍基地全体の現況について

H28.3末現在

米軍基地は、30都道府県に所在
全国で、施設数は128施設
面積は1,022平方キロメートル
(東京23区の約1.6倍)



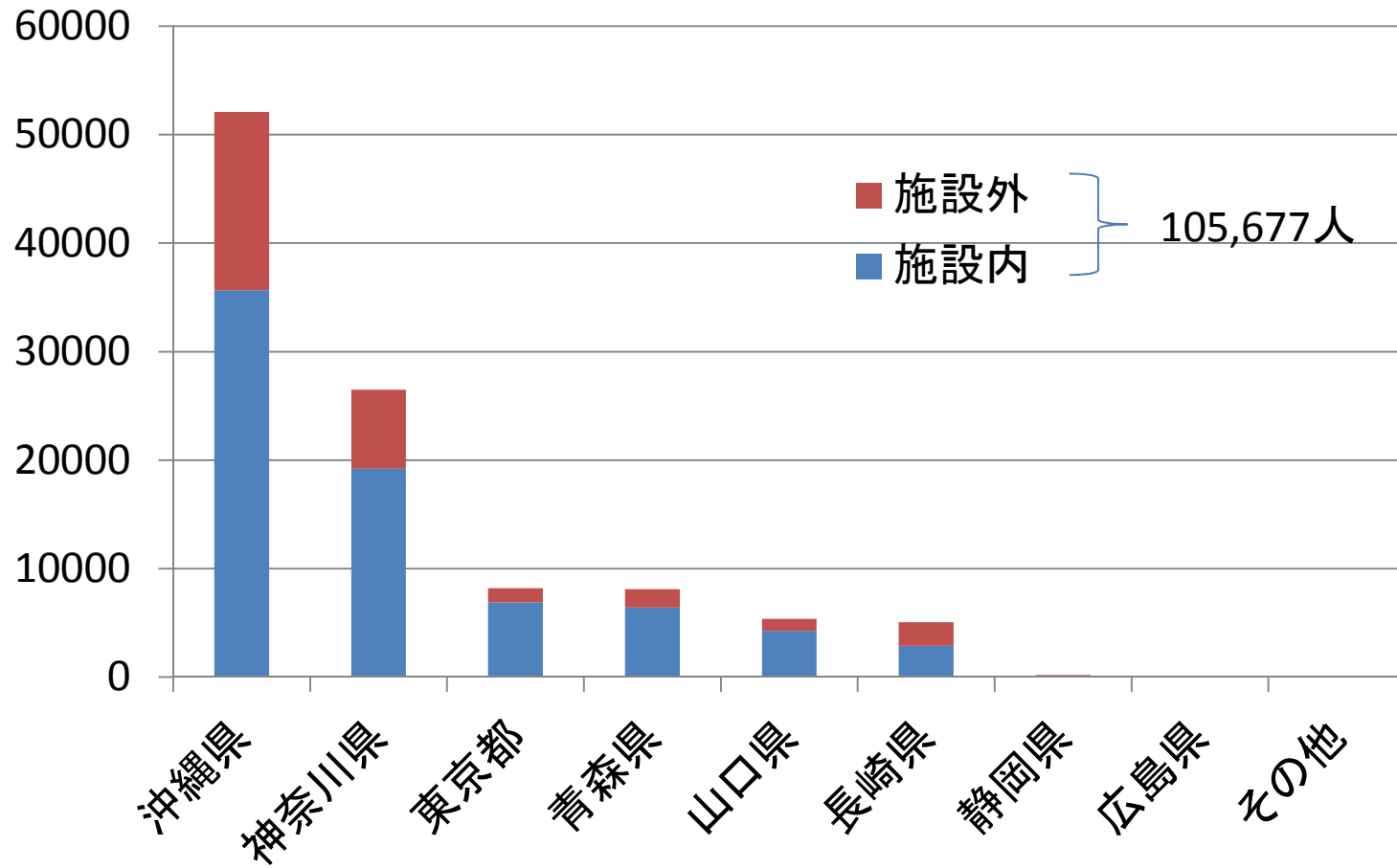


都道府県面積に占める基地の面積の割合

沖縄県	10.08%
静岡県	1.22%
大分県	1.10%
山梨県	1.09%
東京都	0.75%

都道府県をまたがる基地については一番面積の大きい都道府県に計上(富士演習場を除く)以下同じ。

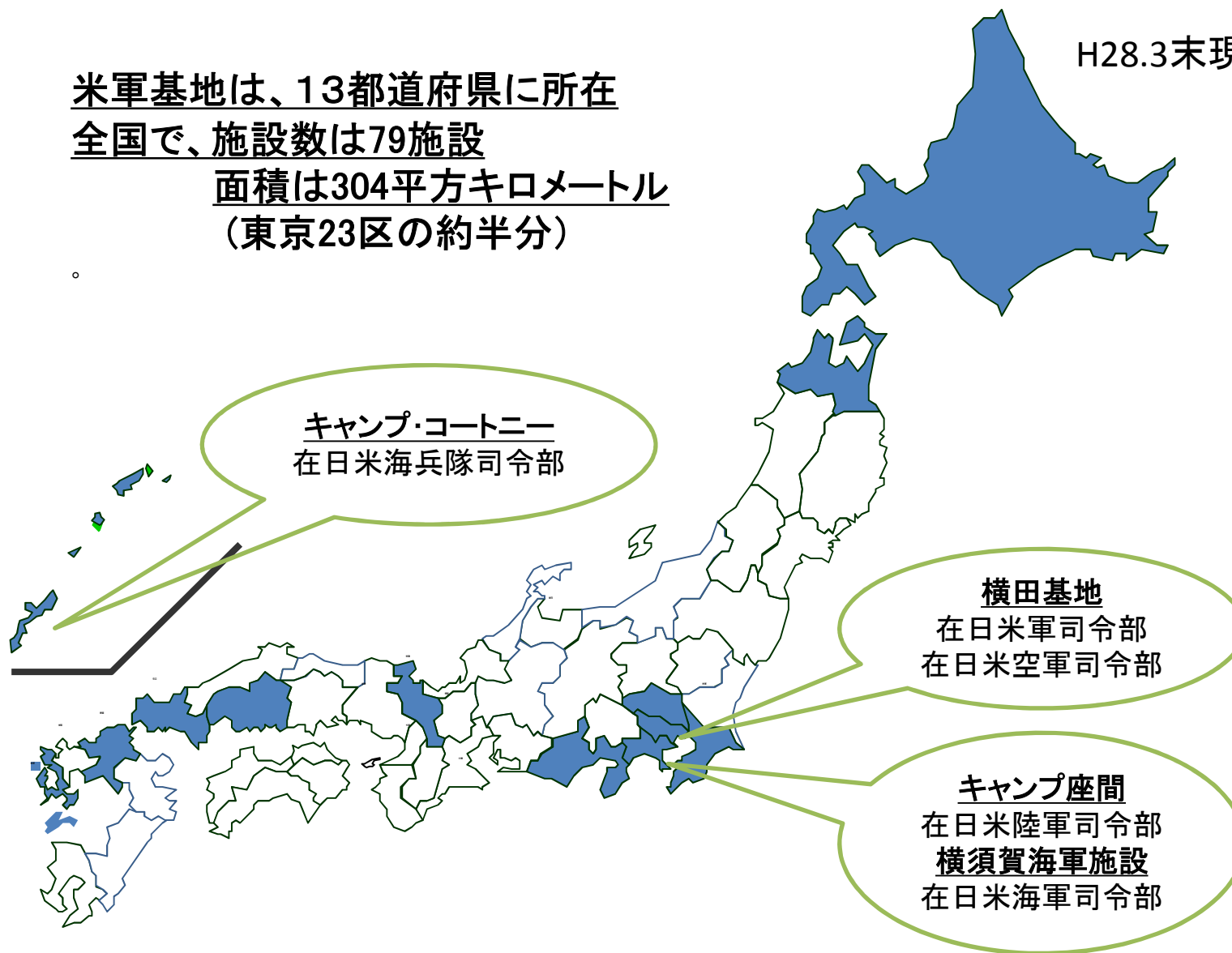
米軍人等居住者数 H25.3末現在

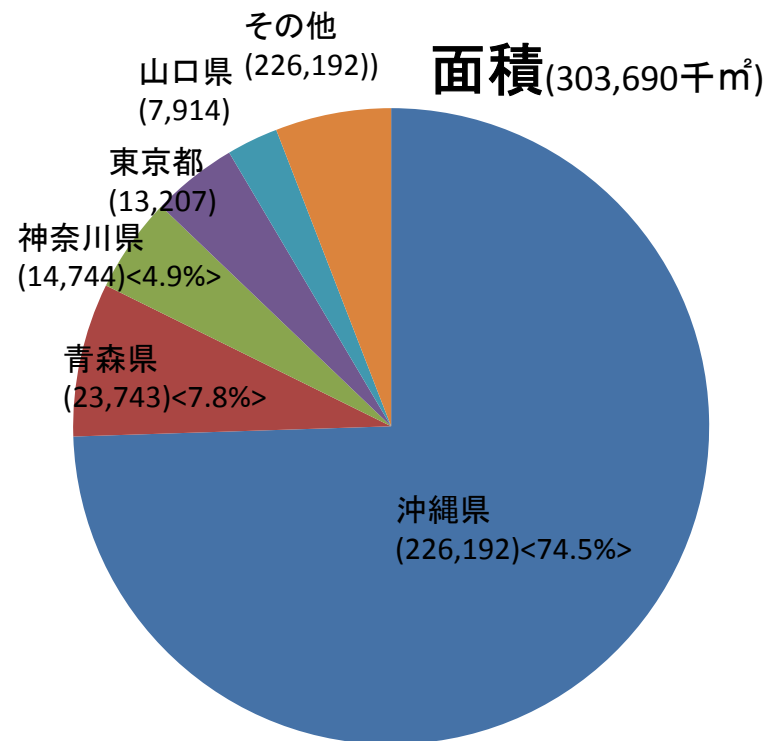
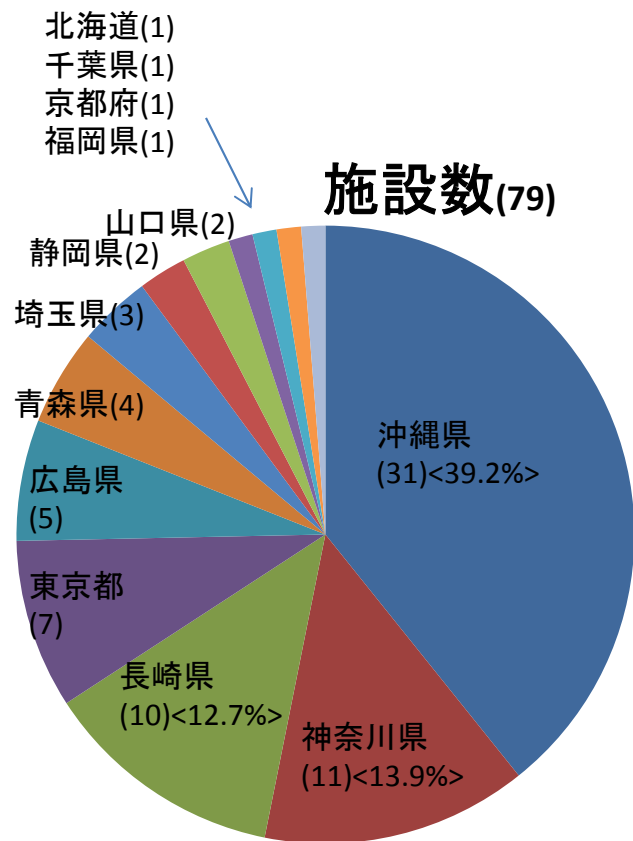


米軍専用施設の現況について

H28.3末現在

米軍基地は、13都道府県に所在
全国で、施設数は79施設
面積は304平方キロメートル
(東京23区の約半分)





最近発生した米軍人等による事件・事故の事例

平成27年8月 相模総合補給廠での爆発火災事故(神奈川県)

8月24日の午前1時ごろ、在日米陸軍の相模総合補給廠内で、爆発を伴う倉庫の火災が発生し、倉庫1棟約900平方メートルが全焼した。午前7時ごろ鎮火し、人的被害はなかった。調査状況の説明はあったが、原因は不明。

平成28年2月 米陸軍ヘリコプターからの部品落下事故(山梨県)

2月9日15時ごろ、米陸軍キャンプ座間所属のヘリコプターから、山梨県山中湖村の演習場内と民有地に、機体側面のドアの窓の一部が落下した。
原因は搭乗者が非常用ハンドルを誤って引いたため。落下による被害はなかった。

平成28年5月 女性死体遺棄容疑で米軍属の男性逮捕(沖縄県)

4月から行方不明だった女性の死体遺棄容疑で、5月に米軍属の男性が逮捕された。被疑者は、殺人罪で再逮捕されている。この事件を機に政府は6月3日に防犯対策を打ち出した。

3 渉外知事会の基本的スタンス

- 国民の生命・財産や領土・領海等を守るための日米安全保障体制の重要性については十分理解
- 一方で、米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面があることから、できる限りの負担軽減策を国に求めている。

国に求めている負担軽減策の柱

- 1 基地の整理・縮小・早期返還の促進
- 2 日米地位協定の改定
- 3 国による財政的措置等の新設・拡充

4 日米地位協定改定に関する取組

平成7年に沖縄県で発生した少女暴行事件を機に、日米地位協定の改定を重点要望して以来、渉外知事会の主要要望事項としている。

1 基地使用の可視化

第2条関係

「個々の施設及び区域(以下「基地」という。)に関する協定については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査すること」等3項目

2 環境条項の新設

第3条関係

「生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講じること」等2項目

3 騒音軽減及び飛行運用に係る条項の新設

航空機の騒音軽減措置及、飛行運用関係

「市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機の騒音軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うこと」

4 国内法適用の拡充

第5条関係

「米軍の艦船及び航空機が港湾、空港等を使用する場合は、国内法令を適用すること。また、緊急時以外の民間空港の使用を禁止すること」等2項目

5 米軍、米軍構成員等による事件・事故時の措置の充実

第17条関係

「日本国が第1次裁判権を有する場合、米国は日本側からの被疑者の拘禁の移転要請があるときには、速やかにこれに応ずること」等6項目

6 地元意見の聴取に係る仕組みの新設

第25条関係

「基地の運用等に関して地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重するとともに、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること」

5 沖縄県の負担軽減に係る取組

平成22年当時、普天間飛行場問題の混迷により、我が国の安全保障や沖縄の基地負担について多くの課題が浮き彫りになった。そこで、同年7月、政府の基地問題の対処への明確な基本姿勢を問うとともに、基地負担の軽減に向けた渉外知事会の取組に対する十分な理解と対応を強く求めていくことが必要と考え、特別要請を行った。

要望事項要旨

- 1 我が国の安全保障と米軍基地配置の基本的な考え方を明確にし、地元自治体や国民に十分な説明を行うこと。
- 2 過度に集中した沖縄県の基地負担の軽減は必要であり、そのための諸方策の検討を積極的に進めること。
- 3 沖縄県の負担軽減を進めるとともに、米軍基地が所在することで負担を強いられている全ての自治体の負担軽減が進捗するよう、次の諸条件の整備に努めること。
 - (1) 日米地位協定の改定に向けた検討を進めること。
 - (2) 環境特別協定の締結に向けた検討を進めること。(※実現済み)
 - (3) 日米合同委員会に地元自治体の意見が反映される常設的な仕組み作りを進めること。
なお、仕組みができるまでの間、渉外知事会と日米両国政府による「連絡会議」を定期的に開催するよう、米側に働きかけること。
 - (4) 基地に起因する騒音や事件・事故など、基地の存在や運用により周辺住民に及ぼす被害を最小限とするよう、政府が主導して改善に努めること。
 - (5) 現に基地が所在する、また、新たに訓練移転や部隊配備を受け入れる場合の、自治体への財政支援、基地返還に係る処分条件等について現行法制度の抜本的な見直しを行うこと。

【参考】渉外知事会の成果

毎年、会長、副会長等が政府に対して、「基地対策に関する要望」を継続的に行うほか、特別要請を行っている。その結果、次のような成果があった。

1 日米両国政府及び渉外知事会との連絡会議の設置

日米合同委員会の中に、地元自治体の代表者が参加する地域特別委員会の設置を求めてきたところ、平成20年12月に「在日米軍施設・区域に係る日米両政府及び渉外知事会との連絡会議」が開催された。

2 日本環境管理基準(JEGS)の提供

米軍が定めている日本環境管理基準(JEGS)の訳文と解説書を作成し、公表するよう求めてきたところ、平成23年6月に、防衛省から日本語版が提供されるようになった。

3 環境補足協定の締結

日米地位協定に規定のない環境条項の新たな規定、及び日米地位協定見直しまでの間の環境特別協定の締結を求めていたところ、平成27年9月に、環境事故発生時の立入りの迅速化や基地返還前の現地調査について規定した環境補足協定が締結された。